

千葉県道路反射鏡設置基準

(目 的)

第1 この基準は、道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(定 義)

第2 道路反射鏡とは、道路の付属物として、曲線部の視距あるいは交差点における見通し距離が不足している場所等で、他の車両、歩行者、または障害物等を確認し、もって安全を補うための鏡をいう。

(設置の基本)

第3 道路反射鏡の設置にあたっては、見通しの悪い場所の道路状況、交通状況のみならず、周辺の道路状況等の把握したうえで設置の必要性を検討し、適切な設置となるよう十分留意しなければならない。

(設置箇所)

第4 次の条件に該当する箇所に設置することができる。

- (1) 千葉市の管理する道路の屈曲箇所
- (2) 千葉市の管理する道路と公道の交差する箇所
- (3) 私道の両端が公道に接しており、通過車両があるなど一般の用に供している私道と千葉市の管理する道路の交差する箇所
- (4) その他特別な理由により、道路管理者が必要と判断する箇所

2 ただし、設置箇所に該当する場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として設置しないものとする。

- (1) 信号機の設置されている交差点
- (2) 歩道または隅切りが設置されている交差点
- (3) 設置しても必要な視距と十分な視界が確保出来ない箇所
- (4) 道路反射鏡を設置することにより車両等の通行に支障が生じる恐れがある箇所
- (5) 障害物等により一時的に視距の確保できない箇所
- (6) 利用者が限定されている箇所
- (7) 屈曲部で通過交通がない箇所
- (8) 道路管理者が必要ないと判断した箇所

(設置位置)

第 5 設置位置は、原則道路用地内とするが、地形の状況その他やむを得ない理由により、設置が困難な場合は、道路占用物への添架、または、土地所有者の承諾書を得たうえ、民有地に設置することができる。

(維持管理)

第 6 道路反射鏡を設置した場合、管理者標記ステッカーの貼り付け、及び管理台帳を作成するものとする。

2 道路環境の変化等により、道路反射鏡の必要性が低くなった場合や、効果がなくなった場合は、撤去するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この基準の改定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(道路反射鏡設置基準の廃止)

2 道路反射鏡設置基準 (平成 2 年 4 月 1 日) は、廃止する。